

序に代えて——本書のご案内

私たちも経営コンサルタント百合岡事務所の著書は、「経審の本」として多くの皆様にご愛読いただき、おかげさまで、次のとおり版を重ねてまいりました。

- ◆『改正経営事項審査制度と評点アップ対策』（平成 11 年 6 月 1 日初版）
- ◆『経審評点アップ対策と建設業経営戦略』（平成 13 年 9 月 20 日初版、平成 14 年 10 月 20 日改訂版）
- ◆『建設業経営事項審査制度の実務と究極的評点アップ対策』（平成 20 年 6 月 20 日初版、平成 25 年 2 月 10 日改訂版、平成 27 年 2 月 10 日 3 訂版、平成 29 年 1 月 20 日 4 訂版、令和元年 10 月 1 日 5 訂版、令和 3 年 7 月 20 日 6 訂版）

新しい建設業法と経審、入札制度は「この 1 冊で全部分かる」ように仕上げてあります。

また、許可要件化した社会保険制度の詳細（社会保険労務士）や建設会計（税理士）から建設業の経営改善（経営コンサルタント）に至るまで、建設業者に必要不可欠な周辺分野をそれぞれの専門家が執筆しており、おそらく「類書」は見つからないはずです。

本書の改訂は、令和 5 年施行の経審改正の反映を主目的とし、評価項目の追加や再編、これらに伴う評点の修正などを行いました。このほか、建設業法令の諸改正や建設業を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえた時点修正、お伝えすべき情報量とその質は維持しつつ、一読して理解しやすいように文言と図表の見直しなどを行っています。

経審は、平成 20 年 4 月に抜本的大改正を受け、これが現行経審の骨格となりました。以降、数次の改正を経て現在に至っています。

近年では、令和 5 年 1 月に、①ワーク・ライフ・バランスへの取組評価、②建設機械の追加と緩和、③エコアクション 21 の評価対象追加、④その他審査項目の再編——が行われました。

また、令和 5 年 8 月には、①建設キャリアアップ上の現場登録と端末機器

設置を評価、②その他審査項目から総合評定値への換算係数の修正——が実施されました。

本書ではこれらの改正点をピックアップしたうえで、各評価項目のページで詳細に解説を加えています。

建設業許可関連では、①一般許可の下請発注制限金額や技術者専任配置要件となる請負金額の緩和、②専任技術者になれる資格の大幅緩和——などの改正があり、これらの数値や該当資格をアップデートしました。

社会保険未加入対策は、社会保険加入の許可要件化に伴い「建設業の扱い手確保」として刻々とリニューアルしてきましたが、特に、経審での加点項目が増えた「建設キャリアアップ制度」に軸足を移して説明しています。

それでは、本書の案内を兼ねて、各章のポイントを次に記します。

● 第1章 建設業の許可制度

建設業の許可制度と許可要件を基本から解説し、許可更新や許可後の変更届など実務的な手続きについて詳しく述べています。特に、令和2年10月に施行された改正建設業法（現行法令）に伴う許可要件の見直しについては、多くのページを割くとともに平易な文章で分かりやすく再構成しています。また、「建設業働き方改革加速化プログラム」や「建設キャリアアップ」については、制度説明に留まらず実務に耐えるように深化させています。

● 第2章 公共工事入札制度と経営事項審査

公共工事入札制度の全体像を示したうえで、個別の手続きである、決算変更届・経審（経営状況分析申請、経営規模等評価申請）・入札参加資格申請の実務について説明しています。複雑な公共工事入札制度と経審との関係が具体的に理解できるように、モデルケースと図表を用いて解説しています。

● 第3章 経営規模等評価の評点アップ対策

令和5年施行の改正経審について、評点算出のメカニズムと評価項目の内容を解説しています。改正や再編のあった「その他審査項目（社会性等）」では、改正点と説明を新たに執筆しました。また、承認可制度に絡む評点アップ対策を追加するとともに、建設需要が大幅に拡大している社会経済情勢を踏まえて、記述や対応策を練り直しています。

● 第4章 経営状況の評点アップ対策

現行経審の経営状況分析の概要を記したうえで、8つの評価指標について、指標の算出方法やその指標が何を意味しているかを述べたうえで具体的な評点アップ対策を提示しています。

なお、この章は第7章と並行して読んでいただくと、さらに理解が深まります。

● 第5章 建設業の会計制度

経審に影響する未完成工事の期末評価の方法について、原則である「工事進行基準」を中心として、同基準の適用が難しい小規模建設業者向けに「工事完成基準」についても解説しています。また、建設業独自の勘定科目について説明したうえで、建設業法に規定されている財務諸表の様式に組み替える際のポイントを示しています。加えて、建設会計制度の新しい方向性についてもページを割いています。

また、令和4年4月11日の告示により改正された国土交通大臣の定める勘定科目の分類は、巻末資料に掲載しています。

● 第6章 社会保険制度と労務管理

「適正な社会保険への加入」が許可要件化されたことに伴い、社会保険制度をより深く理解することが必要不可欠となっているため、引き続いて章を改めて記しました。社会保険制度を体系的に解説したうえで、労務管理上の必須条件とされる労働条件や賃金制度、就業規則などについて、前著以降の法令改正を加味して説明しています。また、一人親方に関する諸問題が議論されていますが、差し当たって一人親方や現場に出る経営者を救済するため、労災保険の特別加入制度について説明しています。

● 第7章 建設業の経営改善策

材料費や人件費の高騰、後継者不足など厳しい経営環境下にある建設業は、真剣に経営改善に努めて経営を安定させ、さらに発展を目指さなければなりません。この章では、建設業が経営改善を行うための目のつけどころや実践的手法を記しています。本書が提示する経営改善を実施していただくことが、建設業を営む個別企業の安定と発展をもたらすことになり、それは、とりもなおさず経審の究極的な評点アップにつながります。

なお、本章の内容は、建設業以外のあらゆる業種に当てはまる事項です。したがって、経審を受けない建設業者はもちろんのこと、建設業以外の事業を営む多くの経営者や幹部社員にも目を通していただきたいと感じています。

● 巻末資料その他

経審で新たに加点対象となった資格や配点が複雑化したことに伴い「業種別技術職員コード表」を新たに追加し、経審の社内自主監査に用いる「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」、建設業の会計に求められる「国土交通大臣の定める勘定科目的分類」をともに掲載します。

ところで、私ども百合岡事務所は、行政書士として建設業許可申請、経審や入札参加資格申請の実務に関与しています。また、社会保険労務士として、社会保険・労働保険の手続きや就業規則をはじめ労務管理の実務に精通しています。加えて、経営コンサルタント（企業ドクター）として企業診断や経営の改善指導に携わっており、税理士も在籍しています。

本書は、これらの中得られた実務上の経験に基づいて執筆しました。このため、本書をお読みいただいても行政手続等への実務対応が難しいと感じられる場合は、直接筆者までご相談ください（ただし、実名のメールに限らせていただきます）。代理申請やコンサルティングなど、可能な範囲で適切に対応させていただきます。私どもは研究者ではなく、実務家なのです。

本書は、建設業の経営者や事務担当者、あるいは建設業者に関与している専門家の方々にお読みいただくことを願っています。同時に、まだまだ研究不足や表現方法の至らない点が多くありますので、これらを補う意見をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

最後に、本書の出版に際し、従来から変わらずお世話をいただきました日本法令の飯田義久様、今回の担当をしてくださった伊藤隆治様、それぞれにこの誌面を借りて厚くお礼申し上げます。

令和6年7月

経営コンサルタント百合岡事務所

著者・代表取締役所長 百合岡 靖幸

Contents

第1章 建設業の許可制度

1. 建設業許可制度の目的と概要	22
1 建設業許可の必要性	22
① 建設業の現状	22
② 建設業の特殊性	23
③ 建設業法の目的	24
④ 建設業許可が不要な工事	25
⑤ 許可取得の積極的理由	26
2 建設業許可の区分と種類	28
① 国土交通大臣許可と都道府県知事許可	28
② 一般建設業許可と特定建設業許可	29
③ 許可の種類（業種）	31
2. 建設業の許可要件	45
1 許可要件の全体像	45
① 建設業許可要件の概要	45
② 近年の建設業法改正の概要	47
2 建設業の経営能力	50
① 経営業務の管理責任者の概要	50
② 経管の要件	51
③ 社内体制の認定	53
④ 経営業務を管理した経験の内容と年数	54
⑤ 経管の要件に関する確認書類	57
⑥ 経管に関連するその他の知識	59
3 適正な社会保険	64
① 許可要件としての保険加入	64
② 許可・更新時の社会保険加入状況確認	65
4 建設業の技術力要件	67
① 専任技術者の要件	67
② 営業所における専任義務	71
③ 主任技術者と監理技術者	85

④ 現場専任が求められる工事	86
⑤ 監理技術者講習の有効期限	88
⑥ 監理技術者における専任義務の緩和	89
⑦ 主任技術者の配置義務の合理化	91
⑧ 専任技術者と主任技術者・監理技術者の異同	94
5 財産的な基礎	96
① 一般許可の金銭的信用	96
② 特定許可の金銭的信用	97
③ 営業所の実在性	99
6 誠実性	102
7 建設業許可の欠格要件	103
① 欠格要件の改正	103
② 欠格要件の確認方法	103
3. 許可申請と変更届	107
1 許可の申請	108
① 建設業許可関係の申請様式の改正	108
② 建設業の電子申請	109
③ 許可申請に必要な書類および手数料	110
④ 許可の更新	114
2 変更届	116
① 変更届の届出義務と期間	116
② 変更届の重要性	119
3 廃業届	121
4 許可換え制度	122
① 般特新規	122
② 許可換え新規	123
5 許可承継のための認可制度	124
① 承継認可制度の概要	124
② 承継認可の条件	125
③ 承継認可を利用した事業再編	129
④ 相続に伴う承継認可	129



Contents

4. 建設業の担い手確保	131
1 社会保険未加入対策の現状	132
① 社会保険未加入対策が必要な理由	132
② 社会保険未加入対策の内容と実施時期	133
2 社会保険未加入問題への具体策	134
① 社会保険加入の許可要件化	134
② 経営事項審査の減点幅拡大	135
③ 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン	136
④ 法定福利費を内訳明示した標準見積書の作成実務	142
⑤ 建設業働き方改革加速化プログラム	146
⑥ 建設キャリアアップ制度	149
3 社会保険と建設業の関係	152
① 社会保険の優位性	152
② 建設業手続に利用される社会保険	153
5. 建設工事の請負契約	155
1 建設業法の下請保護規定	155
① 請負契約の原則的なルール	155
② 請負契約における元請業者の義務	156
③ 元請業者である特定建設業者の義務	159
④ 著しく短い工期の禁止	161
2 建設業営業に関する帳簿類	162
① 帳簿の保存義務	162
② 帳簿に添付すべき書類	164
③ 営業に関する図書の保存義務	164
④ 施工体制台帳の作成義務	165
⑤ 施工体系図と許可票の掲示	166
6. 建設業経営と危機管理	169
1 建設業の監督処分	169
① 監督処分の種類	169
② 違反行為の具体例と処分内容	171
2 一括下請負の禁止	176

① 一括下請負禁止の理由	176
② 一括下請負の判断基準	177
3 建設業法違反による刑事処分	186
4 建設業者の処分事例	187

第2章 公共工事入札制度と経営事項審査

1. 公共工事入札制度の全体像	202
1 経営事項審査	202
① 経営事項審査の概要	202
② 経審を受ける理由	203
③ 経審の構成	204
2 建設業許可と決算変更届	204
3 入札参加資格申請の概要	205
4 公共工事入札までのモデルケース	207
2. 決算変更届と経審の実務	212
1 決算変更届の実務	212
① 決算変更届の重要性	212
② 決算変更届の提出時期	212
③ 工事経歴書の様式と記載方法	214
2 経営状況分析申請の実務	220
① 経営状況分析申請の時期	220
② 経営状況分析機関の選択	220
③ 経営状況分析申請に必要となる書類	221
④ 経営状況分析結果通知書の先行入手	222
3 経営規模等評価申請の実務	223
① 経営規模等評価申請の申請先と時期	223
② 決算終了から総合評定値通知書取得までの手続き	224
③ 総合評定値通知書の有効期間	225
④ 経営規模等評価申請に必要となる書類	226
4 経審の虚偽申請	230



Contents

① 虚偽申請防止対策	230
② 虚偽申請による営業停止期間	232
3. 入札参加資格申請	234
① 公共工事受注のメリット	234
② 小規模建設業者の公共工事受注	235
③ インターネットを利用した入札参加資格申請	235
④ 官公庁の企業評価方法	237
⑤ 指名業者となるための方法	239
⑥ 電子入札の概要	240

第3章 経営規模等評価の評点アップ対策

1. 経審改正と評価項目	244
1 経営規模等評価申請の改正点	244
① 経審が改正される理由	244
② 近年の経審改正点	244
2 経審の評点算出メカニズム	253
① 評価項目の構成	253
② 総合評価値（P）の算出方法	255
③ 経審の評価項目	257
2. 完成工事高（X1）	260
1 完成工事高評点の概要	260
① 工事種類別年間平均完成工事高	260
② 完成工事高評点の算出方法	261
2 完成工事高の評点アップ対策	263
① 利益に重点を置いた経営	264
② 兼業事業売上高の見直し	265
③ 工事進行基準の採用	266
④ 完成工事高の積上げ計算	266
⑤ 会社合併等による規模拡大	269

3. 自己資本額及び平均利益額 (X2)	271
 1 自己資本額及び平均利益額評点の概要	271
① 絶対額評価の自己資本額	272
② 自己資本額評点の算出方法	272
③ 平均利益額の指標	275
④ 平均利益額の算出方法	276
⑤ 自己資本及び平均利益額 (X2) の算出式	278
 2 自己資本額及び平均利益額の評点アップ対策	279
① 自己資本充実の必要性	279
② 自己資本額を増加させる方法	280
③ 建設機械への設備投資の重要性	282
4. 技術職員数及び元請完成工事高 (Z)	284
 1 技術職員数及び元請完成工事高評点の概要	284
① 技術職員数の評価	284
② 技術職員のカウント方法	285
③ 技術職員の評価対象となる資格等	288
④ 技術職員数評点の算出方法	289
⑤ 元請完成工事高の評価	290
⑥ 元請完成工事高評点の算出方法	291
⑦ 技術職員数及び年間平均元請完成工事高評点 (Z) の算出式	293
 2 技術職員数及び元請完成工事高の評点アップ対策	294
① 監理技術者講習・基幹技能者講習の受講	294
② 上位資格の取得等	298
③ 下請体質からの脱却	299
5. その他の審査項目（社会性等）(W)	302
 1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 (W1)	304
① 雇用保険加入の有無	305
② 健康保険加入の有無	306
③ 厚生年金保険加入の有無	307
④ 建設業退職金共済制度の加入履行	307



Contents

⑤ 退職一時金または企業年金制度の導入	308
⑥ 法定外労働災害補償制度への加入	309
⑦ 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	310
⑧ 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	312
⑨ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	318
⑩ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	320
⑪ 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況の評点アップ対策	324
2 建設業の営業継続の状況 (W2)	325
① 営業年数	325
② 民事再生法又は会社更生法の適用の有無	326
③ 建設業の営業継続の状況の評点アップ対策	327
3 防災活動への貢献の状況 (W3)	328
① 防災協定の制度説明	328
② 防災協定による加点の条件	329
③ 防災活動への貢献の状況の評点アップ対策	330
4 法令遵守の状況 (W4)	331
5 建設業の経理の状況 (W5)	332
① 監査の受審状況	332
② 公認会計士等の数	337
③ 建設業の経理の状況の評点アップ対策	339
6 研究開発の状況 (W6)	341
7 建設機械の保有状況 (W7)	343
8 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 (W8)	347

第4章 経営状況の評点アップ対策

1. 経営状況分析	352
1 経営状況の概要	352
① 経営状況評点の特徴と経営改善	353

② 経営状況の評価指標	354
③ 経営状況評点（Y）の算出方法	357
2. 経営状況の各指標と評点アップ対策	358
1 純支払利息比率	358
① 純支払利息比率の算出方法	359
② 純支払利息比率の意味	359
③ 純支払利息比率の評点アップ対策	360
2 負債回転期間	362
① 負債回転期間の算出方法	362
② 負債回転期間の意味	362
③ 負債回転期間の評点アップ対策	363
3 総資本売上総利益率	366
① 総資本売上総利益率の算出方法	366
② 総資本売上総利益率の意味	366
③ 総資本売上総利益率の評点アップ対策	367
4 売上高経常利益率	370
① 売上高経常利益率の算出方法	370
② 売上高経常利益率の意味	370
③ 売上高経常利益率の評点アップ対策	371
5 自己資本対固定資産比率	374
① 自己資本対固定資産比率の算出方法	374
② 自己資本対固定資産比率の意味	374
③ 自己資本対固定資産比率の評点アップ対策	375
6 自己資本比率	377
① 自己資本比率の算出方法	377
② 自己資本比率の意味	377
③ 自己資本比率の評点アップ対策	379
7 営業キャッシュ・フローの額	382
① 営業キャッシュ・フローの意味	382
② 営業キャッシュ・フローの算出方法	385
③ 営業キャッシュ・フローの評点アップ対策	388

8 利益剰余金の額	390
① 利益剰余金の額の算出方法	390
② 利益剰余金の意味	390
③ 利益剰余金の評点アップ対策	391
9 経営状況全体の評点アップ対策	394

第5章 建設業の会計制度

1. 建設会計の特殊性	396
2. 売上高および売上原価の確定	397
1 商業および製造業の場合	397
① 期末棚卸資産の評価	397
② 期末棚卸高の標準的な評価方法	398
2 建設業における期末工事の評価方法	400
① 工事進行基準	400
② 工事進行基準による期間損益の確定計算	402
③ 工事完成基準	403
④ 工事完成基準による期間損益の確定計算	405
⑤ 部分完成基準	409
⑥ 法人税法上の取扱い	409
3 収益認識に関する会計基準	410
① 収益認識に関する会計基準とは	410
② 新収益認識基準のポイント	412
3. 建設会計の財務諸表	413
① 財務諸表別の勘定科目	413
② 借入金・未払金の正しい区分	415
③ 目的に応じた決算書の必要性	418
④ 兼業業種のある場合の区分表示	418
4. 財務諸表の建設業法様式への組替え	420
① 財務諸表作成上の注意点	420
② 貸借対照表の注意点	422

③ 損益計算書および完工工事原価報告書の注意点	425
④ 株主資本等変動計算書の注意点	428
⑤ 注記表の注意点	429

第6章 社会保険制度と労務管理

1. 法定保険制度	434
1 法定保険制度とは	434
① 法定保険制度の意義	434
② 労働・社会保険の体系	435
2 労災保険	436
① 労災保険の目的	436
② 労災保険の適用事業	436
③ 請負事業における災害補償の例外	436
④ 労災保険の適用労働者	437
⑤ 労災保険関係成立日	437
⑥ 労災保険料の計算と申告・納付	437
⑦ 労災保険給付の種類	439
⑧ 特別加入等……事業主の労災加入	442
⑨ 一人親方の注意事項	445
⑩ 建設業における労災保険未加入対策	446
⑪ 労災保険の取扱窓口	446
3 雇用保険	446
① 雇用保険の目的	446
② 雇用保険の適用事業	447
③ 雇用保険被保険者の範囲	447
④ 失業給付を受けるための要件	448
⑤ 失業給付の金額と日数	448
⑥ 保険料の申告と計算・納付	449
⑦ 雇用保険二事業による助成金	449
⑧ 雇用保険の取扱窓口	450



Contents

4 健康保険 451

- ① 健康保険の目的 451
- ② 健康保険の強制適用事業所 451
- ③ 任意適用事業所 452
- ④ 健康保険における保険者の種類 452
- ⑤ 健康保険における被保険者の種類 452
- ⑥ 健康保険料の決定方法と納め方 455
- ⑦ 健康保険給付の種類 457

5 国民健康保険 461

- ① 国民健康保険の目的 461
- ② 国民健康保険における保険者の種類 462
- ③ 国民健康保険における被保険者 462
- ④ 国民健康保険の保険給付 462
- ⑤ 国民健康保険組合の独自給付 463

6 介護保険 463

- ① 介護保険の目的 463
- ② 介護保険の保険者 463
- ③ 介護保険の被保険者 463
- ④ 介護保険料と納付方法 464
- ⑤ 介護保険給付の種類と内容 464

7 厚生年金保険 465

- ① 厚生年金保険の目的 465
- ② 厚生年金保険の適用事業所 465
- ③ 厚生年金保険における保険者の種類 465
- ④ 厚生年金保険における被保険者の種類 465
- ⑤ 厚生年金保険料の決定方法と納め方 466
- ⑥ 厚生年金保険給付の種類 466

8 国民年金 469

- ① 国民年金の目的 469
- ② 国民年金の保険者の種類 470
- ③ 国民年金の被保険者の種類 470

④ 国民年金の給付の種類	470
⑤ 寡婦年金	472
⑥ 死亡一時金	472
⑦ 社会保険の取扱窓口	473
2. 労働条件の明示	475
1 就業規則の性格	476
2 就業規則の記載事項	477
① 絶対的必要記載事項	478
② 相対的必要記載事項	479
③ 任意的記載事項	479
④ 補足的事項	480
⑤ 規則の分割	481
3 労働条件について	481
① 始業および終業の時間、休憩時間	481
② 特殊な勤務制度	483
③ 休 日	484
④ 休 暇	484
⑤ 同一労働同一賃金	486
3. 賃金制度と退職金	488
1 賃金の定義	488
2 賃金の体系	489
① 基本給	489
② 諸手当	490
③ 割増賃金	490
3 賃金支給に関する原則	491
① 賃金の締切日および支払日	491
② 賃金支払いの原則	491
4 割増賃金の計算	493
① 割増賃金の計算の根拠となる賃金	493
② 時間外労働割増賃金	494
③ 休日労働割増賃金	495



Contents

④ 深夜労働割増賃金	495
5 給与改正に関する事項	496
① 給与改正の時期	496
② 給与改正の額	496
6 退職手当に関する事項	497
① 退職手当の性質	497
② 退職手当を支給する場合	498
③ 退職金共済制度	498
4. 教育訓練と検定制度	501
1 教育訓練の必要性	501
2 組織管理上の教育訓練	502
① 教育訓練の分類	502
② 組織管理のための教育訓練	503
③ 職能別教育訓練	504
3 建設業関係の検定制度	506
① 建設業法上の技術系資格	506
② 受験準備講習会・参考図書の販売	508
③ 建設業法以外の技術系資格	508
④ 登録基幹技能者	510
⑤ 技能検定制度	510
⑥ 建設業経理検定制度	513

第7章 建設業の経営改善策

1. 適正利益の確保	518
1 積算の基本的な知識	518
① 積算時にありがちな錯覚	519
② 目標売上総利益率が獲得できる売上高の算出方法	520
2 損益計算書（P/L）の基本構造からのアプローチ	522
① 損益計算書の分析	523
② 完成工事原価の検討	525

③ 完成工事原価の個別要素	526
④ 完成工事原価のコントロール	530
3 労務管理からのアプローチ	531
① 1人当たりの稼働率の向上	531
② 労務診断の実施	535
③ 1人当たり稼働率の改善と収益構造改善の関係	536
2. 利益率を向上させる	538
1 必要利益額の把握	538
① 必要利益額の算出方法	538
② 必要利益獲得のための改善プラン	542
2 赤字施工をなくす	546
3 ロス管理の徹底	547
① ロス管理に問題のあったD社の事例	547
② ロス管理の改善プラン	549
3. 自己資本の充実	552
1 資金繰りの安定	553
① 資金繰りは企業存続の命綱	553
② 無計画な資金調達は厳禁	555
③ 資金繰りが苦しくなる理由	555
④ 代金回収の考え方	558
2 貸借対照表（B/S）の基本構造からのアプローチ	560
① 流動比率	561
② 当座比率	563
③ 固定比率	565
④ 固定長期適合率	566
⑤ 自己資本比率	567
⑥ 借入金月商倍率（参考）	568
3 資金繰りを安定させる方法	570
① 資金繰表の作成	570
② 借入時における資金繰表の活用	570
③ 経営管理で用いる資金繰表	575

Contents

④ 資金繰りの重要性の再確認	577
⑤ 必要資金回収点売上高	578
4. 予算管理の重要性	579
1 予算管理制度導入の意義	580
2 予算管理制度導入の効果と実例	581
① 客観的判断項目と効果	581
② 主観的判断項目と効果	582
③ 予算管理制度導入効果の実例	584
3 予算管理制度導入・運用のポイント	585
① 変化に即応できる柔軟な制度設計	585
② 予算策定の目的	587
4 予算管理システムの解説	587

巻末資料

資料 1 業種別技術職員コード表	594
資料 2 建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目	604
資料 3 国土交通大臣が定める勘定科目の分類	609

第1章

建設業の許可制度

建設業を営む者の根幹となる建設業許可制度について、現行法令に基づく許可要件を中心に、許可の維持に必要な届出や危機管理の方法について詳しく述べます。また、建設業の担い手確保の対策などについても説明を加えます。



1. 建設業許可制度の目的と概要



道路や橋などの建設工事、住宅やビルなどの建築工事、これらの改修や解体工事などを請け負うには原則として建設業許可が必要です。當時、軽微な工事（請負金額500万円未満など。後述）だけを請け負っている場合は許可不要ですが、公共工事を官公庁から直接受注するには、請負金額の多寡にかかわらず、必ず建設業許可を受けなければなりません。このように、建設業許可は建設業経営の根幹となる重要な制度です。

ところが、建設業経営者や許可事務の担当者が、許可制度や許可要件をよく理解していないと、許可取消処分などにより建設業許可を失ってしまいかねません。

建設業許可には、自動車運転免許のような試験や更新時の講習などの制度はありません。このため、営業停止や許可取消といった事故を起こさないために、建設業経営者と許可事務担当者を始め、行政書士・税理士など建設業者を指導する専門家、建設業許可申請実務に関わるすべての方々に、本書を建設業許可のテキストとして當時ご活用いただきたいと願っています。

① 建設業許可の必要性

① 建設業の現状

建設業は、人の生活に不可欠である「衣・食・住」のうち「住」の部分を担っている産業で、住宅などの個人の財産形成だけでなく、道路や公共施設といった社会資本の整備も事業の対象になっています。

GDP（国内総生産）に占める建設投資の割合は12.5%（2022年度）

となり、近年の建設需要の伸びが明確になってきています^(※1)。

建設業許可業者数は約47.9万社あまり（2024年3月31日現在）で、前年度末に比べて4,400社あまりの増加となりました^(※2)。過去10年では最大の増加率で、コロナ禍に伴う微減から一気に反発した様子が伺えます。

建設需要の現状としては、世界的規模の金融緩和による株式などの金融資産の高騰や、東日本大震災をはじめ相次ぐ自然災害からの復興事業などにより、高い状態を維持しています。加えて、1970年代の高度経済成長期に建設された建物や道路、橋などが老朽化しており、これらの更新・改修・修繕といったリフォーム工事も増加しています。

また、近年多発している激しい気象や全国各地での震災などで改めて認識されたとおり、建設業は、地震や水害からの災害復旧・復興、さらには災害に強い街づくりに欠かせない存在となっています。

このように、建設業は、社会の基盤を支える重要な産業として、今後の継続的な発展が期待されています。

※1 出所：内閣府「国民経済計算（GDP統計）」、国土交通省「令和5年度（2023年度）建設投資見通し概要」

※2 出所：国土交通省「建設業許可業者数調査」

② 建設業の特殊性

建設業は完全な受注産業であるため、次のような特殊性が認められます。

- a. 他の製造業と異なり、消費者は完成した現物を見て購入するかどうかを決めることがない。
- b. 手抜き工事や欠陥があったとしても表面に現れることは少なく、素人には建設工作物の良し悪しを簡単に判断することができない。
- c. 発注金額が多額であるため、工事を請け負った業者が工事の途中で倒産すると、発注者は多大な損害を被る。
- d. 建設技術は誰もが簡単に習得できるものではなく、一定の技術水準や経験がなければ建設工作物を施工することはできない。
- e. 施工に必要となる機械器具も一般に大型で高額となる。

建設業の経営者は、これらの特殊性を踏まえ多額で複雑な資金の流れを常時把握しつつ、注文どおりの建設工作物が完成するように導かねばなりません。

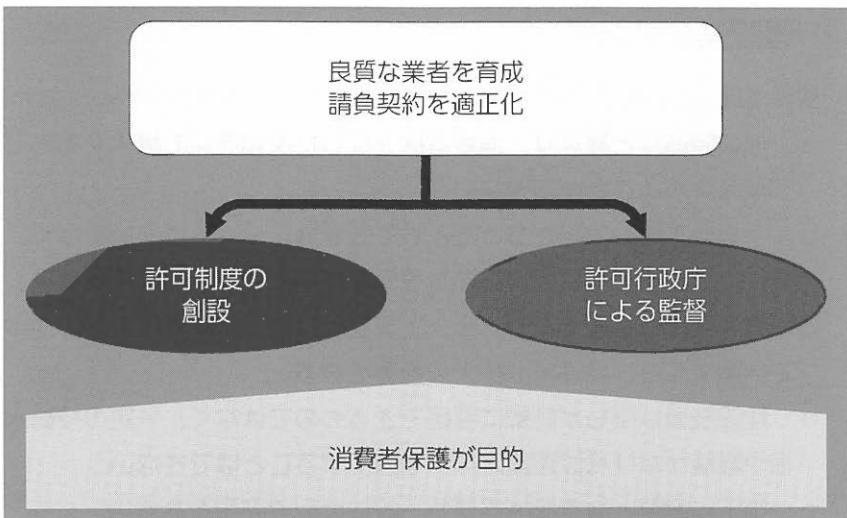
このように建設業は、施主となる消費者保護の必要性が高く、高度に専門的な建設技術と広くて深い経営管理能力が求められる業態であるといえます。

③ 建設業法の目的

建設業法第1条では、「建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されています。建設業許可は、これらの目的を達成するための手段の1つといえます。

建設業法では、建設業の特徴をふまえて、良質な業者を育成するとと

建設業法の目的（イメージ）



もに、不良不適格業者を排除するために、建設業者として求められるさまざまな基準（許可要件）を定めています。

建設業の許可行政庁は、基準を満たしている者に対してのみ許可を与えることで、建設業界の健全な育成を推進させるとともに、建設工事の施主が安心して建設業者に発注することができるよう、許可業者に対する監督を行っています。

④ 建設業許可が不要な工事

建設業法では、建設業の営業に許可制^(*)を用いながらも、次の表に該当する一定の軽微な工事だけを請け負う者については、許可がなくても建設業の営業ができるように配慮しています。

※ 許可制とは、まず該当行為を全面的に禁止したうえで、要件を満たして申請する者に該当行為をすることを許す（許可する）というもの。

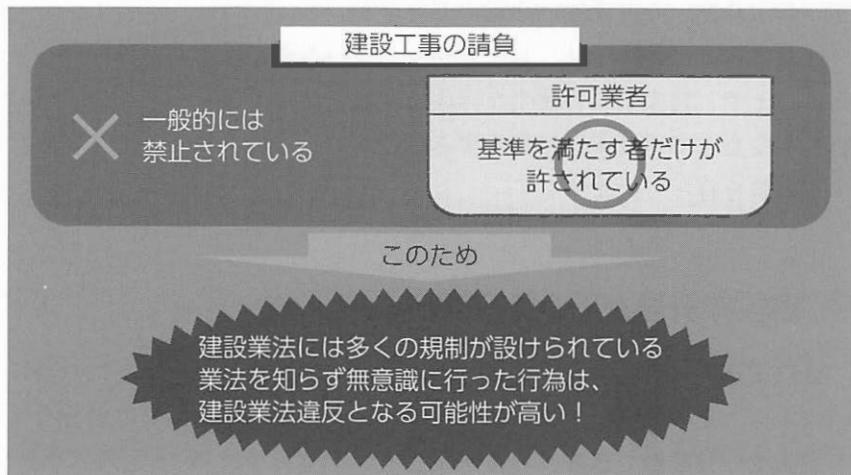
許可が不要な軽微な工事

建築一式工事 (右のいずれかに該 当するもの)	① 工事1件の請負金額が消費税込みで1,500万 円に満たないもの ② 延べ面積が150m ² に満たない木造住宅の工事 ③ 工事1件の請負金額が消費税込みで500万円 に満たないもの
建築一式以外の工事	

軽微な工事のほか、次のような工事も建設業の許可なく施工することができます。

- a. 自らが使用する建設工作物を自ら施工する場合（自社施工）
- b. 不動産業者が建売住宅を自ら建築する場合（請負契約に該当しない）
- c. 船舶・車両など土地に定着しないものの工事

建設業の営業は許可制（イメージ）



⑤ 許可取得の積極的理由

軽微な工事のみを請け負う建設業者でも、建設業許可の基準を満たせば許可を受けることができます。また、次のとおり積極的な理由から許可を取得する場合が多く見受けられます。

ア. 自社の信用度を向上させる目的

建設業許可は社会的な認知度が高く、「許可業者なら安心できる」という発注者の意識が働くため、これをを利用して自社の信用度を向上させたり、営業戦略に用いたりすることができます。

イ. 金融機関から融資を受ける目的

公的融資制度（低利で固定利率、長期分割弁済といった有利な制度）などでは、許認可業種の場合は、当該許認可の取得を融資の条件とされることが多いため、効率的な資金調達を図るという融資目的で建設業許可を取得する場合があります。

ウ. ゼネコンなど大手建設業者の下請になる目的

建設業法では、無許可の下請業者と、許可が必要となる工事の請負契約を締結した場合、発注者である建設業者も罰則が科されます。このため、ゼネコンなど大手建設業者は、軽微な工事のみを下請発注する場合でも、許可業者しか参入させない傾向があります。

なお、個人事業は財政的な信用度が低いうえ一人親方の社会保険未加入問題などがあり、下請に採用されない場合があります。ゼネコンなどの下請になる目的がある場合、事業規模は小さくても法人化したうえで許可を取得するのがよいでしょう。

エ. 元請として公共工事に参加する目的

公共工事の元請になるには、たとえ軽微な工事のみを受注する場合であっても、建設業許可を取得したうえで、経営事項審査（第2章参照）を受けなければなりません。小規模建設業者のなかには、継続的に公共工事を受注して販路を拡大している業者が多数存在します。

2

建設業許可の区分と種類

ここでは、建設業許可の区分と種類（業種）について説明します。いずれも許可を取得し維持していくための基本的な知識です。

建設業許可の区分は、①国土交通大臣許可と都道府県知事許可、②一般建設業許可と特定建設業許可——のそれぞれに区分されています。

建設業許可の種類とは、一般的には「業種」といわれているもので、土木工事業・建築工事業・電気工事業…など、29業種に分類されています。

建設業許可の区分と種類の組合せ方法は、次表のとおりとなります。

許可の区分と種類の組合せ方法

建設業許可の区分		建設業許可の種類（29業種）
国土交通大臣許可	一般建設業許可	土木、建築、電気…
	特定建設業許可	土木、建築、電気…
都道府県知事許可	一般建設業許可	土木、建築、電気…
	特定建設業許可	土木、建築、電気…

① 国土交通大臣許可と都道府県知事許可

建設業の営業所が、2つ以上の都道府県にまたがる場合は国土交通大臣許可（以下、「大臣許可」という）を、1つの都道府県の区域内だけに存在する場合は都道府県知事許可（以下、「知事許可」という）を受ける必要があります。

大臣許可と知事許可の区分

大臣許可	2つ以上の都道府県にそれぞれ営業所が存在する場合
知事許可	1つの都道府県内にだけ営業所が存在する場合（複数の営業所でも可）

業種ごとに大臣許可と知事許可を混合することはできませんが（例：土木は大臣許可だが建築は知事許可とするのは不可）、本店の持つ許可業種の範囲であれば営業所ごとに違う業種の許可を取得することはできます（例：本店は土木と建築と電気、A支店は土木のみ、B支店は土木と建築、C支店は電気などとするのは可）。

ここでいう営業所とは、建設業の営業を行っている本店・支店・営業所などを指しています。また、建設業の営業とは、建設工事にかかる見積り・入札・契約締結などを反復継続して行うことです。

当該営業所が、直接に契約業務に関与しなくとも他の営業所に対して指導監督を行うなど実質的に関与するものである場合（本店など）、建設業の営業所に該当します。一方、単なる資材置場や連絡所・現場事務所などは建設業の営業所に該当しません。これらの基準に基づいて「建設業の営業所である」と認められる営業所は、それぞれ建設業許可が必要であると判断されます。

よく誤解される点は、大臣許可と知事許可の区分により、工事を施工できる地域や請負金額に制限があると理解されていることです。実際はそのような制限はなく、本店が知事許可を取得している建設業者の場合、見積りや契約などの業務を本店で行うのであれば、工事現場がいずれの都道府県にあっても構いません。また、知事許可業者であるために請負金額を制限されるということはありません。

② 一般建設業許可と特定建設業許可

一般建設業許可（以下、「一般許可」という）と特定建設業許可（以下、「特定許可」という）の区分は、元請工事1件当たりの下請工事発注総額に上限がある場合を「一般許可」、上限がない場合を「特定許可」としています。

令和5年1月の建設業法令改正により、特定許可が必要となる下請工事発注総額（消費税込）の上限が、4,000万円から4,500万円（建築一

式工事は 6,000 万円から 7,000 万円）に引き上げられました。

一般許可業者にとっては、これまで元請になれないと諦めていた規模の工事でも受注できる可能性が広がりましたので、営業活動等の知識として利用してください。

一般許可と特定許可の具体的な違いは、次の表で確認してください。

一般建設業許可と特定建設業許可の区分

	一般許可	特定許可
元請工事 1 件当たりの下請工事発注総額	税込 4,500 万円未満 (建築一式工事は税込 7,000 万円未満)	上限なし
下請工事 1 件当たりの再下請工事発注総額	自社が下請の場合、再下請工事発注金額の規制はない	
工事 1 件当たりの請負金額（元請、下請ともに）	元請、下請ともに請負金額に規制はない。	
施工できる区域	許可の区分（特定・一般の別、大臣・知事の別）に基づいた施工可能区域の規制はない。	
専任技術者 ^(※)	2 級資格者、実務経験者も可	原則 1 級資格者
財産要件の加重 ^(※)	なし	あり

※ 専任技術者、財産要件については後述。

許可を受けたい業種ごとに一般許可と特定許可のいずれかが選択できます。ただし、複数の営業所がある場合に、同一業種について営業所ごとに特定許可と一般許可を混合させる（例：本店の土木は特定許可、支店の土木は一般許可）ことはできません。

特定許可は、元請業者となる機会が多い比較的規模の大きい建設業者が取得する許可区分であり、一般許可は、それ以外の建設業者が取得する許可区分であるといえます。

両者の区分の基準になるのは、元請工事 1 件当たりにおける下請建設

業者への工事発注金額の合計額です。この下請発注金額には、建材業者への材料費、警備会社への警備費、レンタル会社への賃借料などは含まれません。

いくら大規模な工事であっても、下請として工事に携わる場合は、再下請への発注金額に制限はありません。また、一般許可業者が制限以内の下請発注にとどめて大部分を自社で施工する場合は、請負金額にかかわらず特定許可是不要となります。

一般許可と特定許可に区分されている理由は、発注者や下請業者の保護が目的です。元請業者が倒産すると、発注者はもちろんですが、下請業者も連鎖倒産に追い込まれるなど大変な悪影響を受けます。このため、大規模工事の元請となる機会が多い特定許可業者には、一般許可の要件に加重して厳しい財産要件や技術者要件が求められているのです。

③ 許可の種類（業種）

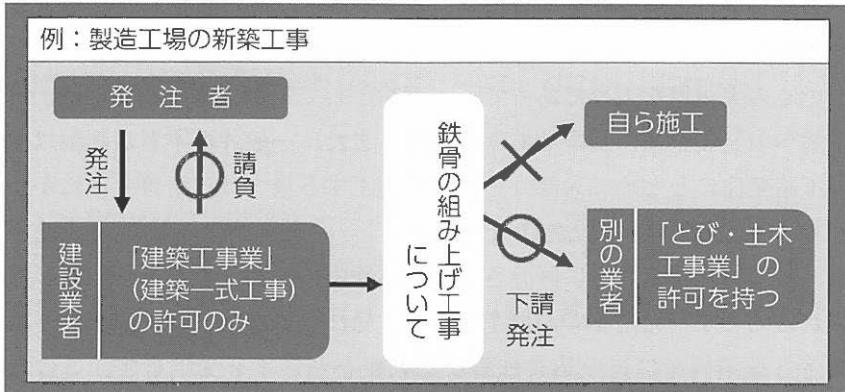
許可の種類は、工事の専門性などから29業種に分類され、営業しようとする業種ごとに許可を取得しなければなりません。例えば、土木工事業の許可だけを持つ業者が建築工事を請け負うのは無許可営業であり、監督処分（建設業の行政処分）の対象となるので注意が必要です。

許可の種類を大別すると、一式工事と専門工事に分かれます。建設業法で定められている一式工事とは、土木工事業と建築工事業の2業種だけで、これら以外は専門工事となります。

一式工事について誤解されやすい点は、一式工事の許可を受けていれば、土木一式なら土木、建築一式なら建築に関するあらゆる専門工事の業種を施工できると考えられていることです。

一式工事とは「総合的な企画、指導、調整のもとに建設工作物を完成させること」を請け負うための業種です。つまり、大規模もしくは施工内容が複雑な工事を、おもに元請業者としての立場でマネジメントすることを想定した業種といえます。

一式工事と専門工事の関係（イメージ）



イメージの例示で言うと、建築工事業の許可だけを受けている建設業者は、発注者から工場建物の完成を請け負うことはできても、鉄骨組み上げなどの専門工事を行うことはできません。これを施工するには「とび・土工工事業」という専門工事の許可が別途必要になります。例示の場合では「とび・土工工事業」の許可を持っている別の業者に下請発注しなければなりません。

なお、先に述べた「許可が不要となる軽微な工事」と営業所の許可業種との関係においては、平成27年4月以降の建設業許可事務ガイドラインにおいて、次の趣旨の注意点が補足されています。

本店など主たる営業所で許可を受けた業種については、当該業種を届け出ていない他の営業所では、軽微な工事であっても営業できません。

例えば、本店（土木、建築、電気許可）、A支店（土木、建築許可）の場合、A支店では電気工事（許可不要の軽微な工事を含む）を請け負うことはできません。

従来は、この点について明文の規定はありませんでしたが、営業所ごとに許可業種を登録する制度の趣旨を形骸化しかねないため、採られた措置と考えられます。

国土交通省令によって定められている建設業許可の種類と各業種の工

事内容は、次ページ以降の表のとおりです。自社が取得している許可業種の内容を正しく理解するとともに、営業戦略として関連する業種を追加したり、一式工事業者が専門工事業を得たり、逆に専門工事業者が一式工事業を得ることなどは大変有意義です。

ついでながら説明しておきますと、法人の定款に規定する目的事項は、業種欄に記載されている「〇〇工事業」の表記のとおりにしてください。よくある失敗例は「総合建設業」とだけ記載されていて専門工事業の許可が得られない場合や、「設備工事業」との文言では管工事業や電気工事業の許可が得られないなどです。近年では、総合建設業でも可という行政庁もありますが、目的事項の登記をやり直さなければならぬリスクは残ります。

著者紹介

経営コンサルタント百合岡事務所は、「確実で高度な支援と貢献」を基本理念に掲げ、行政書士・税理士・社会保険労務士が連携し、顧客は1つの事務所で日常業務が完結できる「ワンストップサービス」の提供を実現させている。

1964年開業で半世紀以上の歴史があり、この間、建設業はもとより、製造・小売業・サービス業の営利事業をはじめ、非営利の各種公益法人に至るまで、蓄積された豊富な経験と高度な理論武装をもとに総合的な指導を実施し、多数の企業や経営者を救済し、業績向上や業務改善に寄与している。

■主要業務

- ①行政書士業務（建設業・経審、入札、産廃、法人設立、遺言、任意後見）
- ②税理士業務（会計処理、決算、税務申告、税務相談、年末調整）
- ③社会保険労務士業務（労働・社会保険手続、就業規則、助成金、給与計算）
- ④経営コンサルタント業務（経営相談、経営診断、予算統制、経営者教育）

本書は、単なる理論を述べるものではなく、以上の実務から得られた経験と実績をもとに執筆しており、事務所の総力を結集したものである。これらの実務を必要とする企業は、ぜひ私どもの実務サービスを直に受けていただき、経費や業務量の削減、業績向上に繋げていただければ幸いである。

■スタッフ

百合岡靖幸（1940年生）。近畿大学商学修士・同法学士。保有資格は行政書士・社会保険労務士。近畿大学非常勤講師（会計・税法、経営管理等を担当して令和3年3月31日まで）。著書に『中小企業経営論』（近畿大学刊）ほか。

百合岡靖裕（1968年生）。神戸大学法学修士・同経営学士、関西大学商学修士。保有資格は税理士、行政書士、経営革新等支援機関認定（経産省・内閣府）。著作に『須田一幸・百合岡靖裕 クラスター分析による会計基準の国際的類型化』（関西大学商学論集、会計学の専門書で多数引用されている）ほか。

上記に加え、行政書士合格者2名、社会保険労務士合格者1名、関西大学法学士、その他の在籍。

■事務所連絡先

〒652-0804 神戸市兵庫区塚本通7丁目2-19
(JR神戸線兵庫駅北徒歩3分)

TEL (078) 577-6722 FAX (078) 577-6723

E-mail info@yuriokaoffice.jp

URL <https://www.yuriokaoffice.jp/>

(※お問合せは、実名・連絡先をご明記のうえ
上記メールアドレスあてにお願いします。)

